

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

○無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律(六一)

○マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律及びマンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(六一)

○科学技術基本法等の一部を改正する法律(六一)

○割賦販売法の一部を改正する法律(六一)

〔政令〕

○農林水産省組織令の一部を改正する政令(一九七)

○国立大学法人法施行令の一部を改正する政令(一九八)

○司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令の一部を改正する政令(一九九)

三三三三三三

〔条約〕

○投資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ王国との協定(二二)

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とベルギー共和国との間の条約(四)

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジャマイカとの間の条約(五)

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウズベキスタン共和国との間の条約(六)

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とモロッコ王国との間の条約(七)

〔省令〕

○家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令(農林水産四四)

○独立行政法人都市再生機構に関する省令の一部を改正する省令(国土交通五八)

三三三三三三

〔告示〕

○投資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ王国との間の協定の効力発生のための通告に関する件(外務二三八)

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とベルギー共和国との間の条約の効力発生のための通告に関する件(同二二九)

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジャマイカとの間の条約の効力発生のための通告に関する件(同二四〇)

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウズベキスタン共和国との間の条約の日本国による通告に関する件(同二四一)

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とモロッコ王国との間の条約の効力発生のための通告に関する件(同二四二)

○マンシヨンの建替え等の円滑化に関する基本的な方針の一部を改正する件(国土交通六九七)

○無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律(法律第六一号)(国土交通省)

一 航空法の一部改正関係

1 空港等の設置者等による施設の管理に関する基準の強化

(一) 空港等の設置者又は航空保安施設を設置者は、国土交通省令で定める空港等及び航空保安施設の機能を確保する基準に従って当該施設を管理しなければならないこととした。(第四七条第一項関係)

(二) (一)の基準(以下「機能確保基準」という)は、次に掲げる事項について定められたこととした。(第四七条第二項関係)

(1) 第三九条第一項第一号の規定への適合の確保に関する事項

(2) 施設の点検その他の維持管理及び改修に関する事項

(3) 施設の周辺における無人航空機の異常な飛行その他の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の防止に関する事項

(4) 自然災害、航空事故、上空への無人航空機の侵入その他の空港等の機能を損なうおそれのある事象が生じた場合における措置に関する事項

(5) 二の(一)及び(二)の措置に関する事項

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、国土交通大臣が施設の機能の確保のために必要と認める事項

(三) 空港の設置者は、機能確保基準に従って空港の機能を確保するために空港の設置者が遵守すべき事項に関し必要な事項を空港機能管理規程として定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならないこととした。(第四七条の二関係)

◆本号で公布された法令のあらまし

◆無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律(法律第六一号)(国土交通省)

一 航空法の一部改正関係

1 空港等の設置者等による施設の管理に関する基準の強化

(一) 空港等の設置者又は航空保安施設を設置者は、国土交通省令で定める空港等及び航空保安施設の機能を確保する基準に従って当該施設を管理しなければならないこととした。(第四七条第一項関係)

(二) (一)の基準(以下「機能確保基準」という)は、次に掲げる事項について定められたこととした。(第四七条第二項関係)

(1) 第三九条第一項第一号の規定への適合の確保に関する事項

(2) 施設の点検その他の維持管理及び改修に関する事項

(3) 施設の周辺における無人航空機の異常な飛行その他の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の防止に関する事項

(4) 自然災害、航空事故、上空への無人航空機の侵入その他の空港等の機能を損なうおそれのある事象が生じた場合における措置に関する事項

(5) 二の(一)及び(二)の措置に関する事項

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、国土交通大臣が施設の機能の確保のために必要と認める事項

(三) 空港の設置者は、機能確保基準に従って空港の機能を確保するために空港の設置者が遵守すべき事項に関し必要な事項を空港機能管理規程として定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならないこととした。(第四七条の二関係)

◇家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第二〇〇号)(農林水産省)
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(令和二年法律第一六号)の施行期日を令和二年七月一日とし、飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する指針・計画制度の創設に関する規定の施行期日を令和三年四月一日とすることとした。

◇家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令(政令第二〇一号)(農林水産省)
1 家畜の伝染性疾患の名称のうち、「水泡性口炎」、「ブルセラ病」、「結核病」、「ピロプラズマ病」、「アナプラズマ病」、「豚水泡病」及び「家きんサルモネラ感染症」の名称を、それぞれ「水泡性口内炎」、「ブルセラ症」、「結核」、「ピロプラズマ症」、「アナプラズマ症」、「豚水泡病」及び「家きんサルモネラ症」に変更することとした。(第一一条及び第六条関係)

2 家畜以外の動物における伝染性疾患のまん延による当該伝染性疾患の病原体の拡散を防止するため、家畜伝染病のまん延を防止するための通行の制限又は遮断の手續について、家畜伝染病のまん延を防止するための通行の制限又は遮断の手續を定める第五十五条の規定を準用することとした。(第七一条関係)
3 2により都道府県又は市町村が処理することとされている事務について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とすることとした。(第一二条関係)

4 その他の規定について所要の整備を行うこととした。
5 この政令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(令和二年法律第一六号)の施行の日(令和二年七月一日)から施行することとした。

◇強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(政令第二〇二号)(経済産業省)
強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和二年法律第九号)附則第一一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和二年七月一日とすることとした。

◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(政令第二〇三号)(厚生労働省)
1 次に掲げる物を毒物に指定することとした。(第一一条関係)

(一) 酸化コバルト(Ⅱ)及びこれを含有する製剤
(二) ジブチル(ジクロロ)スタナン及びこれを含有する製剤
2 次に掲げる物を劇物に指定することとした。(第二一条関係)

(一) アーミノプロパンニール及びこれを含有する製剤。ただし、アーミノプロパンニールニール四パーセント以下を含有するものを除く。
(二) ニイソプロトキシエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、ニイソプロトキシエタノール一〇パーセント以下を含有するものを除く。
(三) オキシランニールメチルメタクリレート及びこれを含有する製剤
(四) 一クロロ四ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
(五) ニーニルフェノール及びこれを含有する製剤
(六) ノニルフェノール一パーセント以下を含有するものを除く。
(七) 一ニルニールニールロリドン及びこれを含有する製剤。ただし、一ニルニールニールロリドン一〇パーセント以下を含有するものを除く。

(八) ふつ化アンモニウム及びこれを含有する製剤
(九) ふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、ふつ化ナトリウム六パーセント以下を含有するものを除く。
(十) ベンゼン一・四ジカルボニルジクロリド及びこれを含有する製剤
(十一) ペンソイルクロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ペンソイルクロリド〇・〇五パーセント以下を含有するものを除く。

(三) メタンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタンスルホン酸〇・五パーセント以下を含有するものを除く。
(四) 硫化水素ナトリウム及びこれを含有する製剤
(五) 硫化二ナトリウム及びこれを含有する製剤
3 次に掲げる物を劇物から除外することとした。(第二二条関係)

(一) エチルオクタニールニトリル及びこれを含有する製剤
(二) 三・四ジメチルペンソニトリル及びこれを含有する製剤
(三) 水酸化リチウム一水和物〇・五パーセント以下を含有する製剤
4 この政令の施行に関し、必要な経過措置を設けることとした。(附則第二項及び第三項関係)
5 この政令は、令和二年七月一日から施行することとした。ただし、3については、公布の日から施行することとした。

◇投資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ王国との間の協定(条約第三号)(外務省)
この協定は、投資の促進及び保護に関して包括的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の枠組みを整備するものであつて、その概要は、次のとおりである。
1 この協定における用語を定義している。(第一一条関係)

2 一方の締約国は、自国の関係法令に従い、他方の締約国の投資家による投資を許可すること等を規定している。また、各締約国は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす法令等を可能な限り合理的な期間内に公表すること等を規定している。さらに、各締約国は、自国の関係法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制の設定等を行う前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努めることを規定している。(第二二条関係)
3 一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与えること等を規定している。(第二三条関係)

4 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対して公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与えること等を規定している。(第四二条関係)

5 両締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定に基づき、自国の義務を再確認すること等を規定している。(第五二条関係)
6 この協定のいかなる規定も、両締約国が当事国である世界貿易機関設立協定及び知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならないことを規定している。(第六二条関係)

7 各締約国は、自国の関係法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等のために措置をとること等を確保するよう努めることを規定している。(第七二条関係)
8 一方の締約国は、外国人の入国等に関する自国の法令に従うことを条件として、他方の締約国の国籍を有する自然人に対し、投資に関連する活動に従事することを許可することを規定している。(第八二条関係)

9 いずれの締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならないことを規定している。(第九二条関係)
10 一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇を与えること等を規定している。(第一〇二条関係)

11 一方の締約国は、一定の場合を除くほか、他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保すること等を規定している。(第一一条関係)
12 いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合には、国境を越える資本取引等について措置を採用し、又は維持することができること等を規定している。(第一二条関係)
13 締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることを妨げられないこと等を規定している。(第一三二条関係)

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年六月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百三十三号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）別表第一第二十八号、別表第二第九十四号及び第二十三号の五の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六号の十五を第六号の十六とし、第六号の十四を第六号の十五とし、第六号の十三を第六号の十四とし、第六号の十二の次に次の一号を加える。

六の十三 酸化コバルト（Ⅱ）及びこれを含有する製剤

第一条中第十三号の五を第十三号の六とし、第十三号の四を第十三号の五とし、第十三号の三を第十三号の四とし、第十三号の二の次に次の一号を加える。

十三の三 ジブチル（ジクロロ）スタンナン及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第四号の八を第四号の九とし、第四号の七を第四号の八とし、第四号の六の次に次の一号を加える。

四の七 一アミノプロパン二オール及びこれを含有する製剤。ただし、一アミノプロパン二オール四％以下を含有するものを除く。

第二条第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 ニイソフトキシエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、ニイソフトキシエタノール一〇％以下を含有するものを除く。

第二条第一項中第十八号の四を第十八号の五とし、第十八号の三の次に次の一号を加える。

十八の四 オキシランニールメチルメタクリレート及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第二十八号の十四を第二十八号の十五とし、第二十八号の九から第二十八号の十三までを一号ずつ繰り下げ、第二十八号の八の次に次の一号を加える。

二十八の九 一クロロ四ニトロペンゼン及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(184)を(186)とし、(110)から(183)までを(112)から(185)までとし、(109)を(110)とし、その次に次のように加える。

(111) 三・四ジメチルペンソニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(108)を(109)とし、(107)までを(108)までとし、(106)の次に次のように加える。

(107) 四エチルオクターニエンニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第四十一号の四を第四十一号の五とし、第四十一号の三の次に次の一号を加える。

四十一の四 二・四ジクロロフェノール及びこれを含有する製剤

第二条第一項第六十八号の三ただし書中「〇・三％」を「〇・五％」に改め、同項第七十八号の次に次の一号を加える。

七十八の二 ノニルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、ノニルフェノール一％以下を含有するものを除く。

第二条第一項第八十二号の次に次の一号を加える。

八十二の二 一ービニルニーピロリドン及びこれを含有する製剤。ただし、一ービニルニーピロリドン一〇％以下を含有するものを除く。

第二条第一項第八十五号の次に次の二号を加える。

八十五の十三 ふつ化アンモニウム及びこれを含有する製剤

八十五の十四 ふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、ふつ化ナトリウム六％以下を含有するものを除く。

第二条第一項第九十二号の二の次に次の二号を加える。

九十二の三 ベンゼン一・四ジカルボニルジクロリド及びこれを含有する製剤

九十二の四 ベンゾイルクロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ベンゾイルクロリド〇・五％以下を含有するものを除く。

第二条第一項中第九十八号の十二を第九十八号の十三とし、第九十八号の八から第九十八号の十一までを一号ずつ繰り下げ、第九十八号の七の次に次の一号を加える。

九十八の八 メタンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタンスルホン酸〇・五％以下を含有するものを除く。

第二條第一項第百二號の三の次に次の二號を加える。
百二の四 硫化水素ナトリウム及びこれを含有する製剤
百二の五 硫化二ナトリウム及びこれを含有する製剤

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和二年七月一日から施行する。ただし、第二條第一項第三十二號及び第六十八號の三ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一條第六號の十三及び第十三號の三並びに第二條第一項第四號の七、第八號の二、第十八號の四、第二十八號の九、第四十一號の四、第七十八號の二、第八十二號の二、第八十五號の十三、第八十五號の十四、第九十二號の三、第九十二號の四、第九十八號の八、第百二號の四及び第百二號の五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和二年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法(次項において「法」という。)第三條、第七條及び第九條の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和二年九月三十日までは、法第十二條第一項(法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三